鯖江市農業委員会
第　７　回　総　会
議　　事　　録

１　日　　時　　令和８年７月２７日（月）
午後１時２７分開会
午後２時２０分閉会
２　場　　所　　鯖江市役所　４階　全員協議会室

３　議　　事
(1)　議案第３０号　農地法第３条の許可申請審議について
(2)　議案第３１号　農地法第５条の許可申請審議について
(3)　議案第３２号　農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について

４　協議事項
(1)　協議第１号　　鯖江市農業・林業・農村ビジョンについて

５　報告事項
(1)　報告第２５号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について
(2)　報告第２６号　農地法第１８条第６項の規定による通知について
(3)　報告第２７号　非農地証明の発行について

６　議　　長　　福島会長
７　署名委員　　１番　宮本　美典　委員
５番　佐々木　一弥　委員
８　事務局　　峰田事務局長、中尾事務局次長、
真柄書記、山本書記、堂満書記

午後１時３０分　開会

事務局	それでは開会にあたり、欠席委員の報告をします。
事務局	（欠席委員の報告）

事務局	つづきまして、福島会長からご挨拶をお願いします。 引き続き、議事進行を、よろしくお願いいたします。
福島会長 ※以下議長	議長就任挨拶
議長	ただいまから７月の農業委員会総会を開会いたします。本日の議題につきましては、お手元の資料のとおりです。 まず、議事録署名委員の選任をお願いしたいと思いますが、私のほうから指名してよろしいかお諮りいたします。
委員一同	異議なし
議長	では、1番　宮本美典委員、５番　佐々木一弥委員にお願いします。
議長	次に、各部会から７月部会の報告を願います。 まず始めに、農政部会の報告を、農政部会長からお願いします。
６番 前田委員	（農政部会の報告）
議長	次に、農地調整部会の報告を、農地調整部会長からお願いします。
１７番 岡井委員	（農地調整部会の報告）
議長	ありがとうございました。 それでは次に議事に入ります。 まず始めに、「議案第３０号　農地法第３条の許可申請審議について」上程します。事務局から提案の説明を願

	います。
事務局	（議案第３０号について説明）
議長	農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。
１７番 岡井委員	（議案第３０号について農地調整部会での意見説明）
議長	ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありましたが、皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。
議長	ご意見ございませんか。無いようですので「議案第３０号　農地法第３条の許可申請審議について」は、農地調整部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。 賛成の方は挙手願います。
委員一同	挙手
議長	全員賛成と認め、「議案第３０号　農地法第３条の許可申請審議について」は原案のとおり可決決定されました。よって、許可といたします。 次に「議案第３１号　農地法第５条の許可申請審議について」上程します。事務局から提案の説明を願います。
事務局	（議案第３１号について説明）
議長	農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。
１７番 岡井委員	（議案第３１号について農地調整部会での意見説明）

議長	ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありましたが、当議案は個別に皆さんのご意見を伺いたいと思います。 １番の案件については、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ない議事参与の制限に該当しますので、服部委員には一時退席をお願いします。 ―服部委員　一時退席―
委員	それでは皆さんのご意見を伺います。１番の案件について、ご意見のある方は挙手を願います。
議長	（質疑応答）
委員	ご意見ございませんか。 無いようですので採決に移りたいと思います。１番の案件について、農地調整部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。賛成の方は挙手願います。
委員一同	挙手
議長	全員賛成と認め、１番の案件については原案のとおり可決決定されました。 服部委員は席にお戻りください。 ―服部委員　席に戻る―
議長	続きまして、残りの２番から８番の案件について皆さ

	んのご意見を伺います。意見のある方は挙手を願います。
１０番 山岸委員	申請７、８番について、譲受人が合同会社で、代表取締役でなく代表社員となっている。もしこの方が亡くなった場合、土地は会社の資産として残る状況で、相続人が代表になることはできない。会社が解散した場合、相続関係者が土地相続ができないとなると、誰がどうやって管理をしていくのか問題が出てくると思う。代表社員が亡くなった場合には、自動的に相続人がなるなど定款に何か定めがあれば、問題ないとは思うが。
事務局	農地法以外の法律にもなるため、確認させていただき、後日山岸委員に回答する。
７番 鷲田委員	店舗建築とは具体的に何の建物か。
事務局	建物自体は●●●●合同会社が建てて、そこにコーヒーショップが入るとうかがっている。
議長	ご意見ございませんか。 無いようですので採決に移りたいと思います。２番から８番の案件について、農地調整部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。賛成の方は挙手願います。
委員一同	挙手
議長	全員賛成と認め、２番から８番の案件について原案のとおり可決決定されました。 よって、議案第３１号　農地法第５条の許可申請審議について」は、全ての案件が原案のとおり可決決定されました。 なお、番号１番は福井県農業会議の意見を聴いたうえ

	で許可といたします。 　次に「議案第３２号　農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について」事務局から説明を願います。
事務局	（議案第３２号について説明）
議長	農政部会の意見を、農政部会長より願います。
６番 前田委員	（議案第３２号について農政部会での意見説明）
議長	ただいま、事務局ならびに農政部会長の説明がありましたが、皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。
議長	ご意見ございませんか。無いようですので「議案第３２号　農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について」は農政部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。 賛成の方は挙手願います。
委員一同	挙手
議長	全員賛成と認め、「議案第３２号　農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について」は原案のとおり可決決定されました。 　次に、協議事項について事務局から説明を願います。
事務局	（協議第１号について説明）
議長	ただいま、事務局の説明がありましたが、皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。
９番	

淺野委員	１ページの女性３人の写真について、何か意図はあるのか。
事務局	特別意図は無く、挿絵等は振興グループが担当している。
１０番 山岸委員	新たな新規就農者数となっているが、経営者の実数を増やすことではないのか。
事務局	親元就農者や法人に雇用された新規就農者数を新規就農者として計上している。
１０番 山岸委員	認定農業者数の実数を増やすということだが、高齢化等が原因で難しいのではないか。今ある経営体の強化を目標にするのが良いのでは。
事務局	認定農業者数を増やすのは難しいところではある。また、経営体の強化ということで、担い手確保の成果目標を数値化することも難しく、認定農業者数の増と新規就農者数の増という分かりやすい数値目標で上げさせていただいた。
１１番 河野委員	目標達成の手段は。
事務局	主要な施策が目標達成の取り組みとなっており、５ページの赤字部分が取り組み内容となっている。また、具体的な取り組み内容や関係団体など追記する予定である。
１１番 河野委員	あまりにも抽象的すぎるため、もう少し具体的なものはないのか。
事務局	今のところ、課内で調整中であり、今後ビジョン策定委員会を通して検討していく。

７番 鷲田委員	文字が小さめなので大きくしてほしい。
事務局	課内で検討させていただく。
５番 佐々木委員	記載内容は十分わかるが、根本的に、生活水準をあげられるような施策がないと、生活困窮で離農する者、後継者不足、新規就農者が増えないなど現状は何も変わらない。若い方が入ってきても生活できなければ意味がない。その現状に対してどうしていくかが一番大事と考える。
事務局	今いただいたご意見を踏まえて、策定委員会で図りながら検討させていただく。
議長	ご意見ございませんか。 無いようですので（只今いただいたご意見を参考に）事務局でビジョンの策定を進めてまいります。 次に、報告事項について事務局から説明を願います。
事務局	（報告第２５～２７号について説明）
議長	最後に事務局から連絡事項をお願いします。
事務局	（連絡事項）
議長	それでは、本日の日程はこれですべて終了いたしました。お疲れ様でした。

午後２時２０分閉会